

神新組通伝

神流川森林組合ミニミニ広報

Vol. 4
2017年初夏号



第15回
通常総会

皆さまのご協力に感謝申し上げます

総会日程

期日 平成29年6月23日（金）

会場 コイコイアイランド会館

当組合の通常総会は、例年多くの組合皆さまのご参加で開催できています。今年もご協力について、よろしくお願ひいたします。

都合で総会に出席できない方は、どうか、同封の「書面議決書」を提出をしてください。出欠が不明な場合でも、書面議決書を提出しておけば、本人出席を受け付けた時点で、出席が優先され、書面議決書は破棄されます。

〔書面議決書注意事項〕

【日付について】
日付は、記入した時点の日付を記入してください。（総会日は無効です）

【提出について】

町内在住者は、6月16日までに参与員さまへ提出するか、総会前日までに直接森林組合へ提出してください。

町外在住者は、同封の返信用封筒をご利用のうえ、総会前日までに森林組合へ届くよう投函してください。
総会当日及びそれ以後に組合へ届いたものは、すべて無効となりますのでご注意ください。

平成29年4月から森林法等の一部が変わりました。いったい何が変わったのでしょうか？

日本の森林の多くは、切り出す時期をむかえていまが確実に行われ、さらに活かすため、主伐や再造林が確実に行われ、さらに用期を迎えた森林資源を

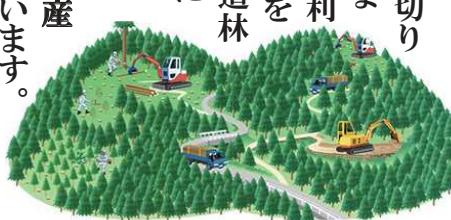
活かすため、主伐や再造林が確実に行われ、さらに用期を迎えた森林資源を

改定について

森林法等の一部が変わりました。いったい何が変わったのでしょうか？

日本の森林の多くは、切り出す時期をむかえていまが確実に行われ、さらに活かすため、主伐や再造林が確実に行われ、さらに用期を迎えた森林資源を

改定について



◎伐採届出制度拡充

この制度は、市町村長が伐採後の森林の状況を把握し、適切な指導・管理を行い、森林の更新を確保するものです。

手順は、①90日～30日前までに市町村長に「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出、②伐採の実施、③造林の実施、④造林後30日以内に市町村長に「伐採

が無いと罰金が課せられます。

市町村が、所有者や境界に関する情報を作成し、その内容の一部を公表します。

本格的な運営は、平成31年度からですが、森林所有者なら、隣接地の所有者情報も得られる予定です。

ただし、境界を示す地図については、当分の間は不明確です。

◎共有者不確知森林制度

共有林の所有者の一部が所在不明な森林（共有者不確知森林）であっても、市町村を窓口に一定の手続きを行えば、伐採や造林が可能になります。

◎森林経営事業の拡大

森林組合が自ら行う森林経営事業について、今までの公益的な目的以外に、林業事業を行う組合員の利益の増進を図る目的でも可能となりました。

◎鳥獣被害防止対策を強化

町が定める鳥獣害防止森林区域内で植栽を計画するとき、森林經營計画に防護柵の設置等、被害防止対策の記載が必要となり、森林整備と一体となつた鳥獣害

防止の取組が促進されます。

◎林地台帳制度

市町村が、所有者や境界に関する情報をまとめた林地台帳を作成し、その内容の一部を公表します。



か
活
か
山
を
し
た
い!
ま
ず
は
ア
ク
シ
ヨ
ン
を
起
こ
し
ま
し
よ
う

組合員の皆さまが、自分の所有する山林をどうにかしたいと考えたとき、どのような手段があるのでしようか。

回収できない山林に投資をしない、手段を知らないために山林を放置する、それは良くある話です。

そこで、今回は山林を活かす『手段』の一部をご紹介します。

どの制度を利用するにせよ、まずは森林組合へお問い合わせください。できるだけないは別としても、山林について何らかのアクション起こすこと、が、あなたの山を活かす第一歩になりますので…



だけでも時間がかかりますが、搬出して材を売ればその一部が所有者さまの元へ残りますので、現状では、一番有利な制度といえます。

環境林整備事業

この制度は、森林所有者さまの自助努力によつては整備が難しい条件不利な林地等において、広葉樹林化を目的とした施業を支援するものです。

整備後10年間は皆伐ができないことや、樹齢による制約、境界の確認等がありますが、面的なまとまりの必要が無く、1反歩以上あれば補助の対象となりますので、森林経営計画をたてるより短期間で施業することができます。

組合員の皆さまが実施する場合、森林組合が代理で補助金の申請をすれば、わずかですが収入にもなります。

感 激

今 年 も
受 賞 で き ま し た

嬉しいことに、森林組合の施業した林地が、平成28年度群馬県間伐コンクールで『優秀賞』をいただきました。一昨年の『最優秀賞』、昨年の『優秀賞』に引き続き、3年連続の表彰です。

林が綺麗になつて組合員さまの手元にも収入が入る、上記森林経営計画制度のたまものです。

これを励みに日本一の山を作りたいものです。



森林環境保全直接支援事業

この制度は、一体的なまとまりのある森林で、いわゆる森林経営計画をたてると、間伐等の各種施業に対し造林補助金を受けることができます。

この森林経営計画は、「林班等の面積の2分の1以上」、又は「区域内で30ha以上」という広い面積をまとめる必要があり、関係する全所有者さまの了解や、それぞれの境界を明確にしないと計画はたれませんので、計画をたてる

※1 本あたりの税抜き価格。組合員外は1割増し。

神流川森林組合事務所

この神森組通信は、ホームページからもご覧いただけます。

住所：〒370-1502 神流町麻生 92番地 電話：0274-57-2140

ホームページ：<http://www.kannamachi.jp/~kannagawa/>

職員：参事 今井祐市（平原） 業務課 池沢鉄平（麻生） 製材 細瀬陳裕（相原）

総務課 奈良和徳（万場）、今井苗枝（万場）、小林悦子（魚尾）

クリーン 新井啓泰（魚尾）、高部直人（平原）、奥田冬樹（藤岡）、山田和徳（麻生）

キーパー 阿部貴行（高崎）、備前琢寧（万二）、日下部哲也（上里町）

森林組合は、森林所有者の経済的・社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もつて国民経済の発展に資することを目的とし、その行う事業によってその組合員のために直接の奉仕をすることを旨とするべきであつて、営利を目的としてその事業を行つてはならない。<森林組合法より>